

令和元年東日本台風で被災し家屋を建て替えられた方・建て替え等を検討している方へ ～被災代替家屋に係る固定資産税の減額特例について～

令和元年東日本台風により滅失または損壊した家屋（被災家屋）の所有者等が、これに代わる家屋（代替家屋）を令和6年3月31日までに新たに取得した場合、特例により税額を減額します。

【特例の内容】

新たに代替家屋（居宅）を取得した年の翌年度から4年度分に限り、被災家屋の床面積相当分の固定資産税を2分の1に減額します。

【適用対象者】

- ①被災家屋の所有者（共有名義の場合は、その共有者を含む）
- ②①の者に相続があった場合その相続人
- ③①の者の三親等以内の親族で①と代替家屋に同居する者
- ④①の者との合併・分割により被災家屋に係る事業を承継した法人

【被災家屋の要件】 いずれにも該当することが必要

- (1) り災証明書の区分の程度が半壊以上であること
- (2) 解体または売却等の処分をしていること

【代替家屋の要件】 いずれにも該当することが必要

- (1) 被災家屋に代わるものとして取得した家屋であること
- (2) 原則として被災家屋と種類（用途）または使用目的が同一であること

【提出書類】

- (1) 特例適用申告書
- (2) り災証明書（写）※半壊以上の判定のあったもの
- (3) 被災家屋の解体、除却、売買等の処分を確認できる書類（解体契約書、売買契約書等）
※公費で解体した家屋については不要です。

【その他必要書類】

- ・適用対象者②の場合、相続人であることを証明する書類（戸籍謄本（写）等）
- ・適用対象者③の場合、三親等内であることを証明する書類（戸籍謄本（写）等）
および適用対象者①と代替家屋に同居していることを証明する書類（住民票（写））
- ・適用対象者④の場合、適用特例対象者①との関係を証明する書類（法人登記簿の登記事項証明書（写））

※市内に住民票、本籍がある場合は不要です。

※必要に応じて上記以外の書面を提出していただく場合があります。

【提出期限】

代替家屋を取得した年の翌年の1月31日まで

※1月31日が土日祝日にあたる場合は、翌開庁日となります。

（例：令和2年11月に代替家屋を取得した場合は、令和3年2月1日まで）

問 本庁 税務徴収課資産税G ☎52-1111 内線307
 山支 総合窓口・地域振興G ☎57-2121 美支 総合窓口・地域振興G ☎58-2111
 緒支 総合窓口・地域振興G ☎56-2111 御支 総合窓口・地域振興G ☎55-2111